

(様式2)

体育センターの委託業務に関する事業計画書

1 施設の平等な利用の確保(管理運営の基本的な考え方)

(1) 体育センターの指定管理者を希望する理由

当法人は、障害者体育センター開設(昭和52年10月：当時、鳥取勤労身体障害者体育センター)以来36年に渡り、鳥取県からの受託運営及び指定管理者として運営を行ってきた。

この間における運営及び専門的な障がい者支援のノウハウを活かし、引き続き、利用される障がい者スポーツ団体等との連携を図り、障がい者スポーツ振興の推進に寄与していきたい。

また、体育センターは、当法人が運営する障がい者施設、高齢者施設が集中している福祉センターに隣接していることもあり、在宅の通所障がい者等を中心に利用促進を図るとともに、運営面でも、より包括的な管理体制が構築できるものと考え、当該センターの指定管理者を希望するものである。

(2) 管理運営の方針

当法人は、「スポーツは健康の増進や体力の向上のみならず、人間が生涯を生きていく上で必要不可欠な文化である」と考えている。

この基本的な考え方のもと、当該施設の管理運営にあたっては、「鳥取県障害者計画」の「スポーツ・文化芸術活動の振興」の理念に基づき、「障がいの有無に関わらず、誰もが自己選択により身近な地域でスポーツを楽しめる環境づくり」を重点目標とし、障がい者スポーツの拠点施設を担うべく、下記の基本方針により、適切な運営を行う。

①住民の公平な利用の確保

- ・障がい者のみならず、誰もが気軽にスポーツ文化に親しめる環境づくりを進める。
- ・利用しやすい環境(ソフト・ハード)の更なる整備を推進する。
- ・施設利用を促進するため、積極的な情報発信・PR活動を行う。

②利用者へのサービス

- ・障がい者、高齢者、健常者のスポーツによる相互交流の機会を拡充するための取り組みを推進する。
- ・スポーツ教室等を企画・実施し、地域における障がい者スポーツの振興と活動の場を提供する。

③収入確保と経費の節減

- ・障がい者スポーツ団体等との連携により利用者数の拡大を図り、収入確保を目指す。
- ・委託業務等に関しては、当法人運営施設との共同委託および鳥取県版環境管理システム(T E A S)の取り組みにより、効率的な経費執行を行い、経費の節減を図る。

④鳥取県との連携

- ・障がい者スポーツ拠点施設としての役割を担うべく、鳥取県が目指す障がい者スポーツ推進の考え方や具体方針等についての情報共有を図り、協力体制を構築する。

(3) 他の施設管理の実績

別添、「運営施設一覧」のとおり

2 施設の効用を最大限に発揮するための対応

(1) サービス・事業の内容

体育施設としての利用価値の向上、公共の障がい者スポーツ拠点施設としての利用促進を図るため、下記のサービス提供を引き続き行う。

なお、利用促進に直結するサービス内容の点検・改善のため、毎年度の利用者数、利用料(減免利用を含む)の目標設定を行うとともに、利用者との意見交換会を開催して要望等を吸い上げ、サービス向上に資する。

[ハード・ソフト面での改善と推進]

- 利用者にとって快適なスポーツ施設を目指し、できる限りのハード面整備の推進を行い、鳥取県への提案等を積極的に行う。
 - ・障がい者スポーツとして、特化した専用の体育器具の充実を図る。
 - ・障がい特性に応じた運動療法等について研究・実施する。
- 管理員の人材育成と資質向上を図る。
 - ・管理員の待遇等向上のため、当該職員に対する研修の機会を拡充する。
 - ・管理員の障害者スポーツ指導員資格のスキルアップ研修等により、資格を活かした障がい者のスポーツの更なる支援を行う。
- 利用者の多数が障がい者であることを踏まえ、利用手続きの簡素化などを行い、利用者にとって利用しやすい環境整備を図る。

[情報発信・広報の拡大]

- 利用促進のため、情報発信・広報活動を更に充実する。
 - ・ホームページによる情報発信の継続、PR活動を積極的に行う。
 - ・県内外で開催される障がい者スポーツ大会、イベント等の情報提供を行う。

[スポーツ教室の企画・実施]

- スポーツ・レクリエーション教室の拡充を図る。
 - ーこれまでの取り組みー
 - ・平成21～23年度、車椅子ツインバスケットボール教室実施。
 - ・平成21年度より、全国障がい者大会フライングディスク競技鳥取県代表選手の育成。
 - ・平成22年度より、鳥取県障がい者スポーツ協会との連携により、障がい者スポーツ教室を週に1回実施。(平成25年度より週2回。)
 - ・平成23年度より、鳥取ポッチャクラブと共催し、練習会場としての利用に加え、交流会を実施。
 - ・平成24年度から外部より障害者スポーツ指導員を招聘し、障がい特性等に合わせた個別のスポーツ・レクリエーションプログラムを実施。
 - 今後は、心身の疾患、機能に障がいのある方に、心身の健康や生活の質的維持・向上を目標とするスポーツ・レクリエーションプログラムを実施し、更なる障がい者スポーツの啓発と推進していきたい。

[その他のサービス提供]

- ・館内ロビーの自動販売機による清涼飲料水の販売。
- ・体育用具保管サービス(利用料徴収)。
- ・障害者スポーツ指導員又はスポーツボランティアの派遣要請。

(2) 施設管理の基準等

ア 施設設備の維持管理・衛生管理の考え方

施設内の監視は、管理員、隣接の障害者福祉センター厚和寮職員及びいこいの杜警備員が定期的に行い、危険箇所や設備・器具の破損等を早期に発見し、利用者等の事故防止に努めるとともに、管理上の改善が必要な箇所は速やかに修繕等を行う。

また、心身に障がいのある方が安心して利用できるよう、施設内におけるバリアフリー化、改良等が必要な箇所については、都度、改修・改良方法などについて、鳥取県への提案を積極的に行う。

建築物・設備については、鳥取県営繕課が実施する定期点検の結果を踏まえ、県への提案、又は自主改修を行う。

専門の見地による保守管理が必要な設備(消防設備、浄化槽等)については、外部業者委託による法令点検、定期点検、保守管理を適切に行う。

イ 外部委託の考え方

効率的な管理と経費節減を基本とし、専門業者への委託が必要となる下記業務については、外部委託を行う。

【外部委託業務】

外部委託業務	委託業務内容	委託業者選定方法
① 消防設備保守点検	年 2 回、機器点検 1 回/年、総合点検 1 回/年	厚生事業団東部地区施設との共同入札や、県内複数業者からの見積徴取による随意契約等により、業者を選定する。
② 浄化槽設備保守点検	年 4 回、槽内バッキ運転状況確認等保守、注薬	
③ 浄化槽清掃	年 2 回、浄化槽内沈殿室等の清掃	
④ 合併処理浄化槽汚泥処理	年 2 回、当法人福祉センター内の合併汚泥処理施設の汚泥汲み取り作業	
⑤ 体育館清掃	・年 3 回、体育館内の床面清掃及びワックス塗布 ・年 1 回、男女ロッカー室、ホール床面清掃及びワックス塗布 ・年 1 回、全館内外ガラススクリーニング ・年 1 回、トイレ内タイル目地清掃	
⑥ 除雪作業	冬期の積雪状況に応じて館周り、駐車場の除雪作業を委託	
⑦ 自動販売機による販売	ホールに設置し、缶 100 円/本・ペットボトル 130 円/本で販売委託（販売手数料徴収）	

ウ 委託、工事請負の発注予定

別紙のとおり

(3) 料金設定等

ア 開館時間の設定内容と考え方

(ア) 開館時間 9:00～21:00 (4～6月・7～9月 (※土日祝日) 10月～3月)

9:00～21:30 (7月～9月 (火曜～金曜))

※現行どおり。

(イ) 考え方

・現状の利用実態

午前：障がい者、高齢者を中心とした利用が多数

午後：障がい者スポーツ団体、クラブ、障がい者個人の利用が多数

夜間：学校、仕事帰りの方など(障がい者・健常者共) 19時頃からの閉館時間までの利用が多数

これらの利用実態を踏まえ、仕事帰りの方でもスポーツを楽しむことができるよう、閉館時間は引き続き 21 時とする。

夏季(7月～9月)については、利用者から開館時間の延長の要望を受け、30分間延長し 21 時 30 分とするが、土日祝日に関しては、試行期間中(平成 23 年 7～9 月)の利用実績が少なかったことから、従来どおりの 21 時閉館とする。

なお、イベント開催などにおいて時間延長等が必要な場合は、主催団体と協議の上、柔軟な対応を行う。

(ウ) 申込手続、利用許可の方法

「体育センター管理規程」に定める取扱方法に基づき、懇切、丁寧な説明と手続きの対応を行う。また、申込から利用、料金収受の手続きの流れ等については、ホームページ、パンフレットへの掲載及び館内に案内ボードを掲示しており、引き続き利用者に対して周知等を行う。

a 申込手続

専用の利用許可申請書により、直接窓口にて受け付ける。

なお、現在ホームページ上では 2 か月後までの予約状況を掲載しており、引き続き利用者が事前にスケジュール確認できるよう配慮を行う。

予約申込は、利用予定日の最大 6 か月前から利用当日までの間(※管理規程に定めた障がい者団体のみ。予約期間についても管理規程に基づき受け付ける。)

予約申込者は、利用開始までに利用許可申請書を提出するものとし、利用時間になっても提出のない場合、又は連絡がない場合は予約取り消しを行う。

b 利用許可の方法

利用許可申請書の受理は、所長による決裁事項とし、利用申込受付順での受理を原則とする。

受理後は申込事項の内容を審査の上、利用許可通知書を申込者に送付する。

イ 休館日の設定内容と考え方

(ア) 休館日

- a 毎週月曜日
- b 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

※現行どおり。

(イ) 考え方

他の県立体育施設の休館日と重なることがないように、毎週月曜日に休館日を設定し、利用者の利便性に配慮する。

【他の県立体育施設休館日】

鳥取県民体育館(火曜日) 鳥取県立鳥取産業体育館(水曜日)

ウ 利用料金の設定内容と考え方

(ア) 利用料金(※現行どおり)

a 施設利用料金

利用区分		使用単位	1時間料金
専用 利用	営利を目的としない場合	入場料等(入場料その他これに類するもの)を徴収しない時	全 面 700円
			1 / 2面 300円
			1 / 3 200円
		入場料等を徴収する時	全 面 1,400円
営利を目的とする場合	入場料等を徴収しない時	全 面 24,500円	
	入場料等を徴収する時	全 面 35,000円	
一般 利用	一般、大学生又は専門学校生	1人1回	70円
	高校生以下	につき	無料(用具代のみ)

(注) 利用時間が1時間未満であるとき、又は1時間を超えて1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

[料金設定の考え方]

他の県立体育施設の利用料金を参考とし、同等レベルの体育室面積を有する「鳥取県民体育館のサブアリーナ」に準じた料金設定とする。

b 照明利用料

分電系統	種 別	容 量	1時間料金
1	水銀燈	1.5kw	40円
2又は3	水銀燈	3.0kw	60円
4又は5	水銀燈	2.0kw	40円
8又は9	白熱燈	2.0kw	40円
全館点灯	水銀燈及び白熱燈	15.0kw	320円
1/2点灯	水銀燈及び白熱燈	15.0kw/2	160円

(注) 利用時間が1時間未満であるとき、又は1時間を超えて1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

[料金設定の考え方]

電気使用料金を1kw = 20円40銭として電気容量及び消費税を掛けて得た相当額を照明利用料として設定する。(例: 全館点灯 20.40円 × 15.0kw × 1.05 ≒ 320円)

c 用具利用料

貸出可能用具(現行)	単位	料金	用具セット内容
バスケットボール用具	1組1回	150円	ボール・バスケット台
バレーボール用具	1組1回	200円	支柱・ネット・ボール
バドミントン用具	1組1回	50円	支柱・ネット・ラケット
卓球用具	1組1回	100円	ラケット・ネット・台

テニス用具	1組1回	100円	支柱・ネット・ラケット
ツインバスケット用ゴール	無料		
ツインバスケット用車椅子			

[料金設定の考え方]

県立体育施設の用具貸出料金を参考に料金を設定する。

但し、ツインバスケット用具については、障がい者スポーツ推進のため、無料による貸出を行う。

d ロッカー利用料

区分	単位	金額
ロッカー(縦40cm×横40cm×奥行45cm)	1ブロック1月	200円

(注1) 利用期間に1月未満の端数があるときは1月分、1月を超えて1月未満の端数があるときは、2月分として計算する。

(注2) ロッカー保管ができない大型物品(障がい者競技用車いす等)については、ロッカー室の室内に保管することとし、1月の利用料は、当該物品の占有面積をロッカー1ブロック面積(0.18㎡)で除して得た数(1未満の端数は切り上げ)に200円を乗じて得た額とする。この場合における期間算定は(注1)同様とする。

[料金設定の考え方]

県立体育施設のロッカー料(1回)の単価をもとに料金を設定する。

なお、障がい者車いすバスケット等に使用する競技用車いすなど、大型の競技用具の使用が頻繁であること、また、都度の持ち込み(運搬等)に関しても配慮する必要があるため、長期間(月単位)による保管で料金設定を取り扱う。

(イ) 利用料金の収受及び還付方法

a 利用料金の収受方法

利用後に利用料通知書により通知する。納入は基本的に現金により収受し、受領後は速やかに利用通知書に領収印を押印の上、納入者に手渡す。

b 利用料金の還付方法

過誤請求等により還付する必要がある場合は、速やかに利用者を確認し、還付手続きを行う。その際は、正誤の納入内訳書を作成し、適切で速やかな還付金の支払いを行う。

エ 利用料金の減免内容と考え方

(ア) 減免内容(※現行どおり)

全額免除

- ①心身に障がいを有する方[手帳交付者](障がい者)
- ②70歳以上の方(高齢者)
- ③介護認定を受けた方(要介護者)
- ④障がい者及び介護者の占める割合が1/2以上の場合
- ⑤高齢者の占める割合が1/2以上の場合
- ⑥要介護者及び介護者の占める割合が1/2以上の場合
- ⑦県が福祉増進を図るため大会・催しを開催した場合
- ⑧県内の児童・中学生が障がい福祉理解促進を図る目的で利用する場合

※ 上記にかかわらず、鳥取県民の日(9月12日)9月の第2土曜日及びその翌日。但し、専用利用にあつては、ふわしい行事を行う場合に限る。

一部免除(1/2)

- ①障がい者及び介護者の占める割合が1/2未満の場合
- ②高齢者の占める割合が1/2未満の場合
- ③要介護者及び介護者の占める割合が1/2未満の場合

(注) 実費を超える額の入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合、又は物品等の

販売を主たる目的として使用する場合を除く。

[考え方]

障がい者等の社会参加、スポーツ活動の促進を目的とした県立施設であることを鑑み、障がい者や高齢者の利用促進と利用上の配慮を最大限行うため、現行の減免内容を維持する。

また、福祉増進を図るイベント等については、障がい者等と一般利用者の相互交流や教育、啓発活動の場として広く活用いただくため、同様に減免扱いとする。

(イ) 減免申請方法

利用者の利便性と効率性から、減免申請については都度の申請書提出を求めず、利用許可申請書に減免対象である事項を記載することで、その確認を行う。

確認の際は、減免事由となる障がい者手帳等の提示等によりの確に行う。

なお、減免許可についてはその旨を利用許可書に記載する。

(4) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

ア 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止(防災)対策

災害・事故等を未然に防止し、発生した場合には適切で迅速な対応が行えるよう、日頃より福祉センター内施設との連携を図る。

なお、障害者福祉センター厚和寮を防災対策の基幹施設とし、同施設の防災計画に基づいた管理体制により、地区の警察及び警察学校、消防署との協力体制を築く。

日頃から管理員、厚和寮職員による施設内安全点検を徹底するとともに、閉館後の夜間、休館日の点検等体制については、近隣施設である、いこいの杜警備員による定時見回りを行い、防災、盗難等の事故防止に努める。

消防設備については、専門業者委託による適切な定期点検を行うとともに、厚和寮への非常通報転送により、万が一の有事に備える。

イ 緊急時の体制・対応

危機管理マニュアルに基づいた適切な対応をとるとともに、障害者福祉センター厚和寮の緊急連絡網により、有事の際は施設職員等への連絡が迅速に行える体制とする。

スポーツ活動に伴う事故等における救済、応急処置については、AEDを常備しており、AED使用講習・救命救急講習を受講した管理員及び福祉センター内施設の看護師による適切な救命の対処、救急連絡等を適切に行う。

また万が一の施設内の事故等発生に備え、損害賠償責任保険に加入し、被害者に対する適切な賠償を行う。

平成25年1月、J-ALERTの設置により、地震や気象等の警報受信時は、避難を伴う場合などには館内放送で利用者に案内を行う。

ウ 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

体育センター利用に関する苦情やトラブルに対しては、当事者への十分な聞き取りを行い、利用者の立場に立って公平な視点で対処を行うことを原則とし、体育センターで解決が困難な場合は法人の苦情解決委員会で、そこでも解決が困難な場合は、第三者機関等へ委ねる等の対処を行う。

なお、日頃から管理員は利用者とのコミュニケーションをとることを心掛けるとともに、施設利用に関する苦情を意見箱・ホームページ等で積極的に受け付けるなど、苦情等の検証や改善を行い、未然のトラブル防止に努める。

(5) 個人情報保護等への対応

ア 個人情報保護への対応

当法人の「個人情報基本方針」、「個人情報保護規程」及び関係法令に基づき、次のとおり適正な取扱いを行う。

(ア) 特定の個人を識別できる情報(「以下、個人情報」)が記載された文書については、施設外への持ち出しを厳禁とする。

(イ) 個人情報記載の各種帳簿類等については、月1回以上管理責任者(所長)により保管確認を行う。

(ウ) 個人情報が特定可能な文書の廃棄等については、シュレッダー等により処理し、情報漏洩を防

止する。

(エ)「個人情報基本方針」については、館内に掲示を行い、施設内・外部に周知する。

イ 情報の公開への対応

社会福祉法人としての公共性に鑑み、法人又は体育センターの保有する情報が積極的に公開されるよう、法人の「情報公開規程」に基づいた下記の適正な取扱いを行い、利用される方にとって公正な施設運営を行う。

なお、公開にあたっては「個人情報保護」に基づいた適正な開示とする。

(ア) ホームページにより業務実績、サービス内容の公開、予算・決算状況等の積極的な情報発信を行い、透明性の高い運営を心掛ける。

(イ)パンフレット、チラシ、広報紙等の配布・掲示を行う。

(ウ) 第三者からの情報開示請求にあつては、規程に基づいて速やかな開示を行う。

(6) 利用者等の要望の把握及び対応方針

体育センター配置職員は、常に利用者の意見等を把握し、今後のサービス向上に繋げるよう、日頃から利用者とのコミュニケーションを積極的に行うよう努める。

また、年1回以上利用者等との意見交換会の開催、館内における意見箱を常設、ホームページによる要望等の受付等を積極的に行い、利用者要望の把握に努め、利用者の満足度を高めるよう必要な改善を行う。

3 管理に係る経費の効率化

別添様式3のとおり

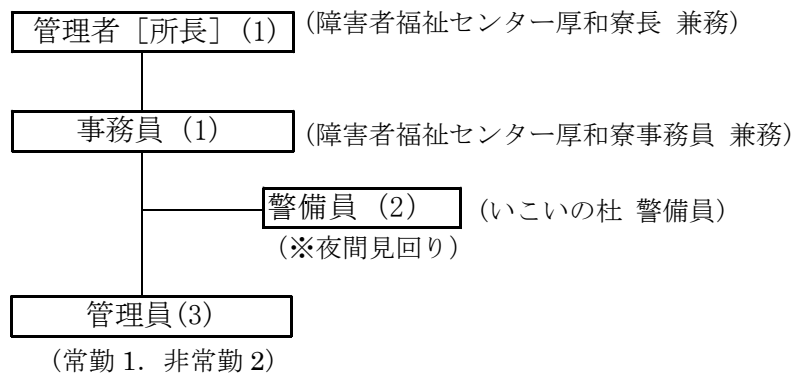
4 安定した管理に必要な人員及び財政的基礎の確保

(1) 団体の財政基盤及び経営基盤

別添、財務諸表のとおり

(2) 組織及び職員の配置等

ア 管理運営の組織



(ア) 管理者(所長)については、障害者福祉センター厚和寮長の兼務とし、社会福祉の学識経験を持つ者を配置する。

(イ) 防災管理のため「甲種防火管理講習」の修了者を配置する。

(ウ) 県立施設として適正な会計管理、夜間不在時における施設の防災・安全管理のため、基幹施設の厚和寮事務職員及び隣接施設のいこいの杜警備員を兼務により配置する。

イ 職員の職種等

職種(職名)	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	現在の施設職員の継続雇用の可否	人件費(千円)
所長	常勤(兼務)	21日	施設統括、他機関との連絡調整等	可	395

事務員 (総務企画担当者)	常勤 (兼務)	21日	施設出納管理、予算執行管理等	可	362
管理員	常勤1 非常勤2 その他年 休代替	21日 15日 程度	利用受付・案内等の窓口対応、館内管理(日常清掃)、利用料收受、障害者スポーツ指導・障がい者スポーツ指導員との連携によるスポーツ教室等の企画・立案・実施等	可	3,995
警備員	非常勤2 (兼務)	15日	夜間の施設巡回	可	296
計					5,048

ウ 日常の職員配置

利用者の受付、施設管理に支障がないよう、開館時間帯には専任管理員を常時1名配置する。

勤務時間は、1日8時間(常勤)又は4時間(非常勤)のローテーション勤務により、開館時間帯に切れ目なく配置を行う。(別添、勤務表を参照。)

所長、事務員については、基幹施設の厚和寮勤務となるが、必要に応じて業務を行うものとする。また、警備員については、定時の巡回時間に見回りをを行う。

配置場所	職員配置の時間帯	職名
障害者福祉センター厚和寮	8:30～17:15	所長(兼務) 事務職員(兼務)
体育センター管理事務室	9:00～17:45	管理員(常勤)
	9:00～13:00	管理員(非常勤)
	12:30～21:15	管理員(常勤)
	13:00～21:45(夏期)	
	17:15～21:15 17:30～21:45(夏期)	管理員(非常勤)
体育センター内・外定期巡回	夜間(閉館中)	警備員(兼務)
	21:45～22:00	※巡回時間帯以外は、いこいの杜に待機
	6:15～6:30	

エ 人材育成

職員の人材育成については、当法人の研修事業実施要綱に基づき、職員個々の年間研修計画作成と評価、初任者研修、接遇研修等、地域社会のサービス拠点施設に勤務する職員として相応しい資質(知識・技術)を身につけるべく、効果的な研修を実施する。

また管理員は、「障害者スポーツ(初級)指導員資格」を取得しているが、さらに、中級以上の資格の取得を進めるとともに、幅広く障がい者スポーツ指導を行う等、専門知識と技能を身につけた職員を育成し、地域障がい者のスポーツ振興に繋げていく。

また、管理員は、障がい者スポーツ施設である特性と障がい者スポーツの振興を担う者であることから、「障害者スポーツ(初級)指導員資格」の取得している。

さらに、中級以上の資格の取得を進めるとともに、幅広く障がい者スポーツ指導を行う等、専門知識と技能を身につけた職員を育成し、地域障がい者のスポーツ振興に繋げていく。

(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

現在、指定管理者として運営しているため、現在、雇用関係にある施設職員については、継続雇用を行う。

(4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

関係法令に関して、書面等による指摘、指導された事項は特になし

(5) 法人等の社会的責任の遂行状況

ア 障がい者雇用

(ア) 常用労働者数56人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

別添「障害者雇用状況報告書」のとおり

法定雇用率を達成していない。

(イ) 常用労働者数が56人未満の事業者であり、

障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。

障がい者を雇用していない。

イ 男女共同参画推進企業の認定

男女共同参画推進企業に認定されている。

男女共同参画推進企業に認定されていない。

ウ ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(T E A S) I種またはII種規格認証等

ISO 14001、T E A S I種規格又はII種規格に基づく環境管理システムについて

認証登録されている。※平成25年5月8日T E A S III種規格認証更新登録

認証登録されていない。

5 障がい者の優先的な利用の確保及び利用促進

(1) 障がい者の優先利用策

障がい者の利用申込については、予約申込の受付期間を6か月前(通常は1か月前)に設定することで、利便性と優先的に利用できる体制を確保する。

また減免利用については、広く対象者に説明、情報公開等を行い活用の促進を図る。

(2) 障がい者の利用促進策

2-(1)の「サービス・事業の内容」に記載したとおり、関係団体との協力・連携により、これからスポーツを始めたい障がい者が、気軽にできる種目の研究やスポーツ教室等の実施、指導者の協力と育成などを進め、障がい者が主体的且つ継続的にスポーツに親しめる環境づくりを構築していきたい。

また、積極的な情報発信にも努め、「誰でも楽しめる障がい者スポーツ」を社会に広げ、障がい者と健常者のコミュニティの場・障がい者スポーツ拠点施設としての利用価値を高めていきたい。

○利用者数の推移

(単位：人)

	H17	18	19	20	21	22	23	24
一般	5,527	6,323	6,464	5,284	4,689	4,705	2,697	1,670
障がい者	1,955	2,168	1,857	1,711	2,275	2,424	2,597	3,450
高齢者	64	20	35	63	146	263	313	483
福祉利用	162	274	203	2	119	746	1,102	1,587
計	7,708	8,785	8,559	7,060	7,229	8,138	6,709	7,190

※平成23年度は、床面改修工事のため、12月6日から1月20日までの間使用停止。

6 その他

(1) 管理業務の移行計画

なし

(2) 各構成団体の役割、経費に関する責任分担等について

構成団体なし

(3) その他

特になし